

逗子市廃棄物減量等推進員の募集要項

2026 年（令和 8 年） 8 月

逗子市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 6 年 3 月 1 日条例第 5 号）第 12 条に基づいて委嘱するもので、ごみの減量化、資源化、一般廃棄物の処理及び地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行います。

1 応募の資格

ごみの減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理及び地域の生活環境の保持に熱意と識見を有し、市の施策に協力していただける逗子市在住の方。

2 募集人員

1 地区あたり 1 名。

（市内全体を 100 地区に分け、各地区 1 名、合計 100 名の推進員の委嘱を予定しています。）

3 応募方法

応募用紙に必要な事項を記入のうえ、資源循環課にご提出ください。

ご提出の方法は、資源循環課窓口での提出、郵送、ファクス、e-mail のいずれでも結構です。

提出先：〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 逗子市環境都市部資源循環課

FAX：046-873-4520

e-mail：sigen@city.zushi.lg.jp

※ 同じ地区に複数の応募があった場合は未経験の方を優先します。

4 任 期

就任の日 から 令和 10 年 7 月 31 日まで

5 職務内容

- （1）ごみステーションの定期的なパトロール
- （2）ごみステーションの設置等に関する調整
- （3）ごみと資源物の出し方の指導及び啓発（分別方法の PR 等）
- （4）その他、ごみの減量化、資源化対策、環境美化への協力（市の行事等の PR 等）

6 謝 金

年額 18,000 円

（就任月から起算し月額 1,500 円を、6 月、9 月、12 月、3 月に口座振り込みにより支払います。なお、振込先口座は、委嘱対象者の本人名義としてください。）